平成２９年（フ）第７９号
滋賀県近江八幡市桜宮町305番地
債務者　竹端　香織
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１５５号
盛岡市三本柳２地割42番地13　ロイヤルハイツＫ102号
債務者　武田かおり
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１６８号
岩手県滝沢市大崎94番地292
債務者　瀧渡　雄治
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３６１号
仙台市青葉区小松島４丁目30番８―202号
債務者　藤森　　淳
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町2464番地の４
債務者　深作　直美
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１７５号
茨城県水戸市元山町２丁目３番56号
債務者　市村　洋子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第７９号
群馬県太田市新田市町29番地１
債務者　髙田　大地
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３７号
福岡県大牟田市上官町２丁目６番地４　ノイエツァイトⅣ101
債務者　中川　和彦
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第２８号
大分県日田市大字花月184番地１　ソレアード花月204号
債務者　市川　昌樹
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第２９号
大分県日田市大字花月184番地１　ソレアード花月204号
債務者　市川　敬子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第１８２７号
大阪府守口市東郷通２丁目６番15―305号
債務者　西尾　和仁
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２２５号
大阪市住吉区我孫子東１丁目８番15号　シャーメゾントキワ　102号
債務者　廣井　淑子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２２７号
大阪府高槻市玉川２丁目30番104号、前住所滋賀県大津市真野５丁目25番７―115号
債務者　小原　幸男
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２６３号
大阪府豊中市上津島２丁目16番55―407号、前住所大阪府池田市木部町139番地の４
債務者　小幡　洋信
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２９３号
大阪府寝屋川市香里新町21番24号
債務者　中井　久男
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４２６号
大阪市東淀川区大道南３－９－15　ラテール304号、住民票上の住所大阪市東成区東中本２丁目13番13号　棚瀬方
債務者　世良　友識
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４３２号
大阪市西成区南津守７丁目15番21―401号
債務者　河西　雄介
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部